



1. 土木技術の責任の重大さ
2. 地下街規制と都市施設の設備
3. わが国の古来技術を見直そう

1. 台風8号に伴い、西日本を皮切りに日本列島を北上した雨域は、折りも折り、7月7日の七夕選挙の日には静岡市を中心に降雨量約500mmにも及ぶ集中豪雨をもたらした。このための山崩れにより、新幹線を初めとして日本の東西を結ぶ主要動脈は、枕をならべて討死するという、かつてない被害にみまわれ大混乱の数日が続いた。

「日本の東西の交通網はこれでよいのであろうか?」。今回の被害を見たときに、土木技術者としてまず考えさせられたことである。例えば静岡県由比海岸の近辺の猫の額のような狭い所を、まさに寄り添うごとくわが国の幹線網が走っている。これでは規模の大きな山崩れが発生すれば、ひとたまりもない。土木技術の粋を集めてつくられたこれらの施設ではあるが……。しかし、自然界のあらゆる状況を見通すことや、また、それによる災害をすべて完全に防ぐことが不可能な現在の技術からすれば、われわれ土木技術者としては、日本にとってはあまりにも重要な東西の交通を確保するために、さまざまな制約があるにせよ、やはり分散したルートを選ぶだけの識見と勇気とが必要なのではなかろうか。

その後の長雨による連日の交通の混乱を見るにつけ、土木技術者の責任の重さをあらためて感じる今日このごろである。 [C]

2. 道路や駅前広場の地下に設置を計画されることが多い地下街についての基本方針が、去る6月末、地下街中央連絡協議会（建設省ほか4省庁にて構成）において決定された。その骨子は、地上交通の著しくふくそうする地区において、歩行者を含む一般交通の安全と円滑を図るため、公共地下道または公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場合であって、かつ地下街の設置が必要やむを得ない場合を除き、その新增設は原則として認めないとすると同時に、従来より厳しい設置基準を明確化したものである。本来、公共の用に供されるべき道路または駅前広場の管理上、将来の利用計画に支障となるだけでなく、防災上も問題が多いとされる地下街については当然の規制措置といえよう。ただ地下街は、従来も無制限に認められていたのではなく、公共上の必要性より、都市施設としての公共地下道、公共駐車場等を整備すべきではあるが、諸般の事情により、それぞれの管理者が当面その建設に着手できない場合の便法として特許事業で認められてきたものである。

地下街に関する基本方針が明確にされた結果、その建設はかなり規制されると考えられるが、その結果、本来の目的である都市施設の整備が立ち遅れることのないように、特段の配慮がなされることを希望したい。 [J]

3. 土木技術は人類文化の発生とともにある深い歴史を持つもので、その風土や生活様式に応じて発展し、時代時代における数々の経験を通じた人間の知恵の集積されたものといえよう。われわれ技術者が学校で学びまた世に出て携わっている仕事において用いる技術は、もっぱら現代の合理化・多様化された西歐的・先進的な技術で、これを土木技術と見なしている場合が多い。もちろん、これらの技術は、はやく、強く、安く、を旨とした合理性に富むものであるが、無批判にこれを用いれば日本の自然との調和という面でトラブルの生ずることがある。日本における土木技術のあり方としても、いたづらに西歐的先進的な技術ばかりに走り、日本の風土の中に息づいてきた古来からの優れた技術を忘れてしまっている面がないだろうか。例えば、マスコンクリートや剛材にとって代わられた石材や木材における利用技術、土工、水制工、土のう等、技術的に優れた着想のものが少なくない。現在よく用いられている例で石積み工があるが、これは古くから城壁や護岸に用いられており、土留の規模や用途によっては、その施工性、簡便性、経済性、外観と力学的な無駄の少なさなど、すばらしい特性を有している。元来、このような経験的なものに対しては、それをさらに発展させようとする努力・研究が不足しがちであるが、長い時間をかけて育てられてきた古来の技術から、総合的な見地にたった現代技術の見直しがあってもよいのではないだろうか。 [S]